

## 【 資 料 編 】

資料 1	その他の環境要素に係る現況調査の計画	資-1
1.1	大気質（微小粒子状物質）	資-1
1.2	水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）	資-3
1.3	土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）	資-5

## 資料 1 その他の環境要素に係る現況調査の計画

「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」において、事業特性及び地域特性等を踏まえて対象事業に係る環境影響評価項目を選定した結果、環境影響評価の対象外とした環境要素のうち、参考として事業実施前の現況把握を行う項目（「大気質（微小粒子状物質）」、「水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）」、「土壌汚染（表土：ダイオキシン以外の項目、地下水）」（第6章 6.4 現況調査の実施計画及び予測手法」参照）の調査手法は、表1～表3に示すとおりである。

### 1.1 大気質（微小粒子状物質）



大気質（微小粒子状物質）の調査手法は、表1に示すとおりである。

表 1 大気質（微小粒子状物質）調査手法

項目	内容
調査すべき情報	大気質（微小粒子状物質）の濃度の状況
調査の基本的な手法	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める方法とする。
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質物質に係る現況把握を行うために適切かつ効果的な地域とする。
調査地点	図 1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。
調査期間等	1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。



凡例

-  対象事業実施区域
-  大気質（微小粒子状物質）調査地点（対象事業実施区域付近1地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）  
に情報を追記したものである。

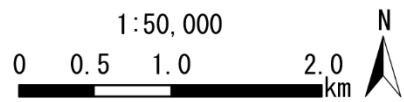


図1 大気質（微小粒子状物質）現地調査地点位置図

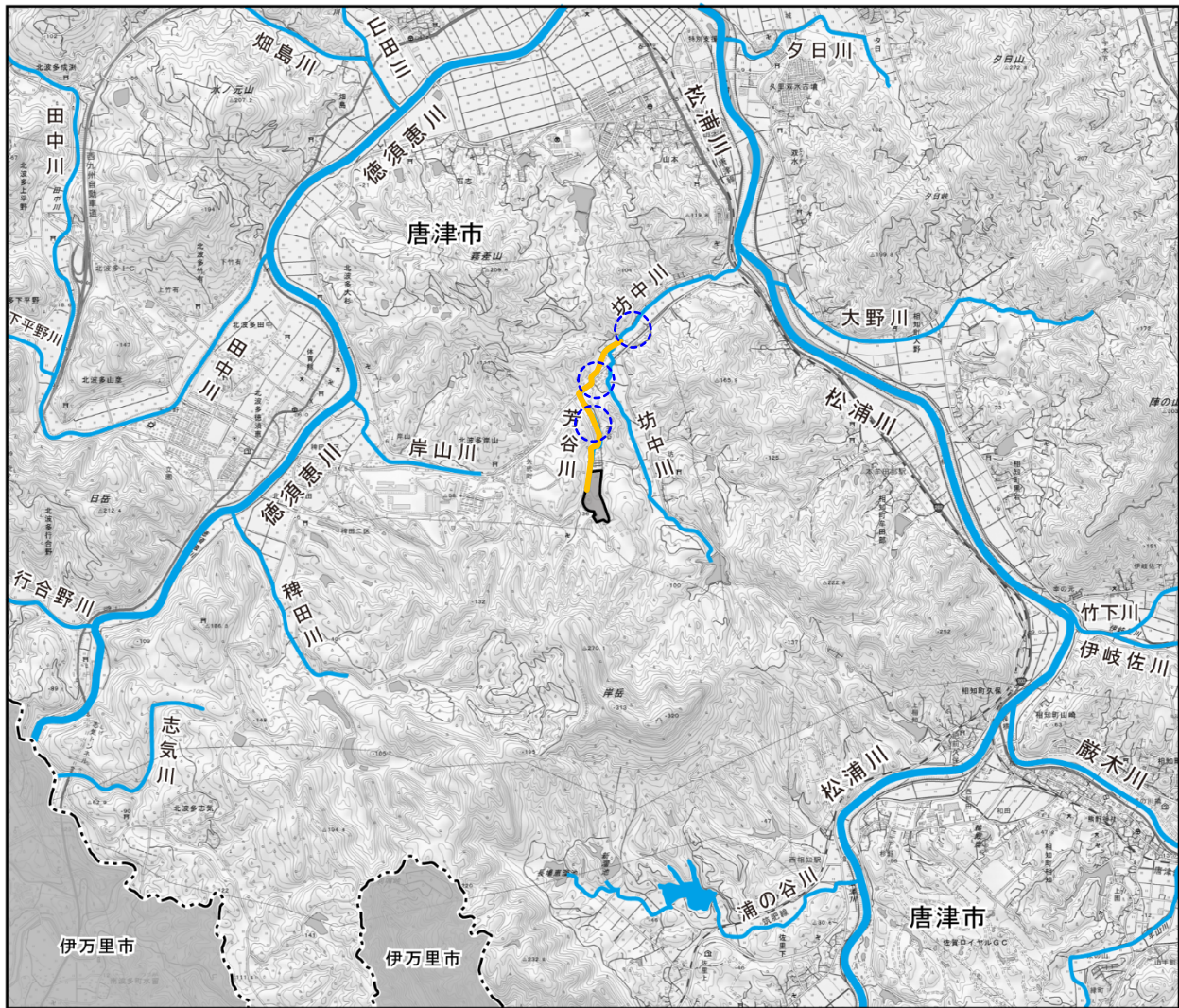
## 1.2 水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）

水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）の調査手法は、表2に示すとおりである。

表2 水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）調査手法

項目	内容	
調査すべき情報	1)生活環境項目の状況 2)有害物質の状況 3)流れの状況	
調査の基本的な手法	1)生活環境項目の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に定める方法とする。	
	2)有害物質の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及び「日本産業規格 K0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」等に定める方法とする。	
	3)流れの状況 「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定める方法とする。	
調査地域	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る現況把握を行うために適切かつ効果的な地域とする。	
調査地点	1)生活環境項目の状況	図2に示す地点とする。 3地点（放流先河川、芳谷川、坊中川）
	2)有害物質の状況	
	3)流れの状況	
調査期間等	1)生活環境項目の状況	4回（春、夏、秋、冬）とする。
	2)有害物質の状況	代表的な1季（冬）とする。
	3)流れの状況	4回（春、夏、秋、冬）とする。

注1) 生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数、水温、透明度を対象とする。  
 注2) 有害物質：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類の28項目を対象とする。



凡例

- 対象事業実施区域
- 河川
- 対象事業実施区域からの排水経路
- 水質調査地点（水の汚れ、水質に係る有害物質）（放流先河川、芳谷川、坊中川 3 地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

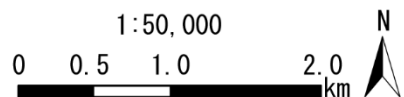


図2 水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）現地調査地点位置図

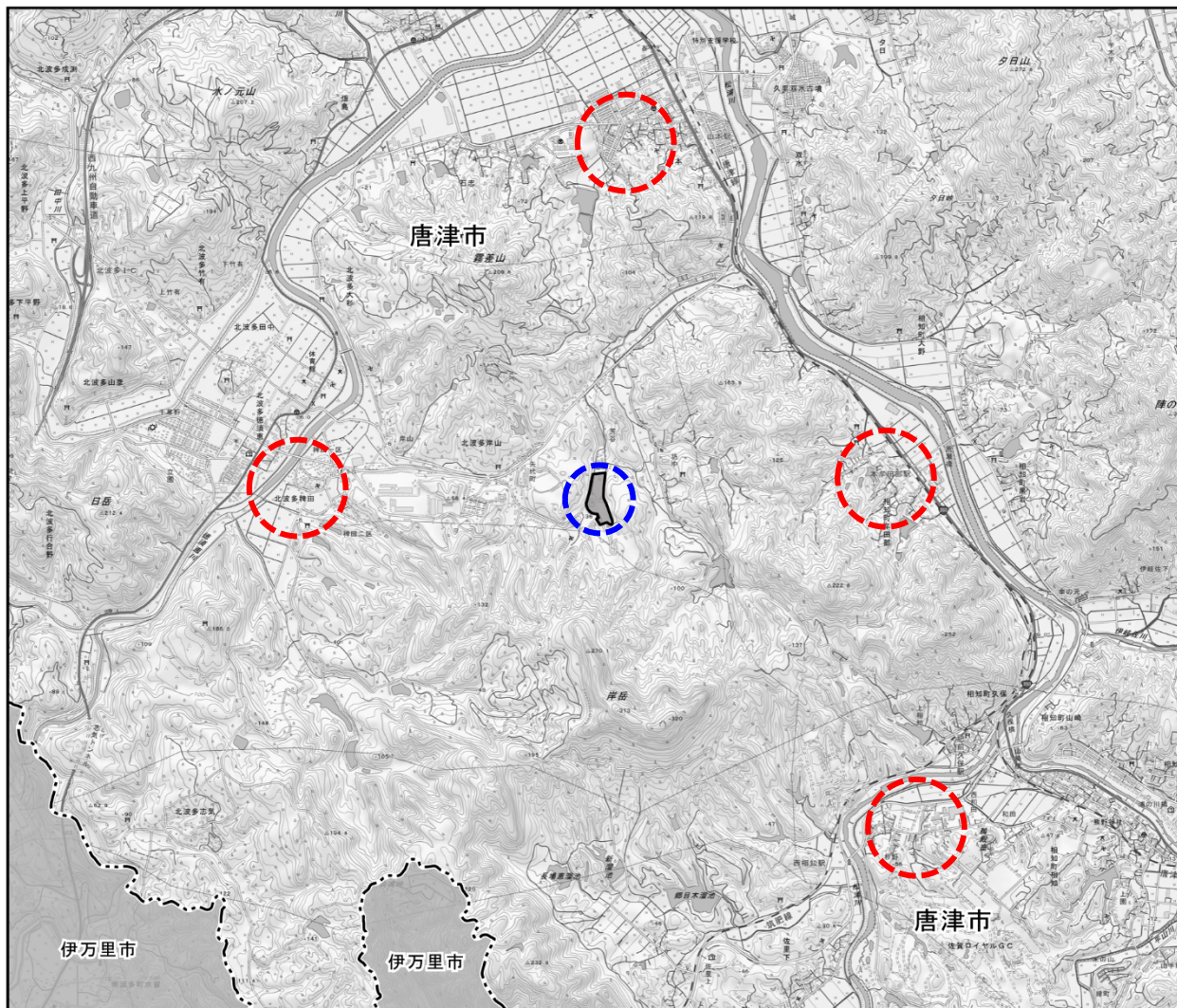
### 1.3 土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）

土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）の調査手法は、表3に示すとおりである。

表3 土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）調査手法

項目	内容	
調査すべき情報	1) 土壌汚染（ダイオキシン類以外の項目） <sup>注)</sup> の状況（表土、地下水） 3) 地下水位の状況 2) ダイオキシン類の状況（地下水）	
調査の基本的な手法	1) 土壌汚染（ダイオキシン類以外の項目）の状況（表土、地下水）	
	表土	「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年 環境庁告示第46号）に定める方法とする。
	地下水	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）に定める方法とする。
	2) ダイオキシン類の状況（地下水）	
	地下水	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）に定める方法とする。
調査地点	3) 地下水位の状況	
	水位計による計測による手法とする。	
	1) 土壌汚染の状況（表土、地下水）	図3に示す表土：7地点（対象事業実施区域内2地点、対象事業実施区域付近1地点及びその周辺集落代表4地点）、地下水：3地点（対象事業実施区域付近）とする。
2) ダイオキシン類の状況（地下水）	図3に示す3地点（対象事業実施区域内）とする。	
3) 地下水位の状況	3地点（対象事業実施区域内）	
調査期間等	1) 土壌汚染の状況（表土、地下水）	1回（冬季）とする。
	2) ダイオキシン類の状況（地下水）	1回（冬季）とする。
	3) 地下水位の状況	12回（1回/月）とする。

注) 土壌汚染（ダイオキシン類以外の項目）：カドミウム、全シアン、有機燐（りん）、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの計29項目を対象とする。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土壌汚染（表土）調査地点（周辺集落代表地点4地点）
- 土壌汚染（表土、地下水）・ダイオキシン類（地下水）調査地点（対象事業実施区域内3地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

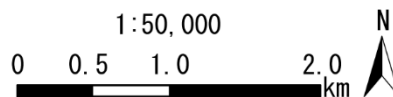


図3 土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）現地調査地点位置図